工業統計調査について

１．調査の目的

我が国の工業の実態を把握し、工業に関する施策の基礎的資料を得ることを目的とする。

２．調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第10号）であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

３．調査の期日

平成20年工業統計調査は、平成20年12月31日現在で実施し、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの１年間の実績について調査した。

４．調査の範囲

日本標準産業分類（平成19年総務省告示第175号）に掲げる大分類Ｆ－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）を対象とするが、特定の年次（西暦末尾1, 2, 4, 6, 7, 9年）においては、従業者３人以下の事業所は調査の対象から除外している。ただし、昭和56年から平成13年調査までは、従業者３人以下の事業所のうち特定業種に該当する事業所は、特定の年次であっても調査の対象としている。

５．調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業統計調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業統計調査票乙」を用い、調査員が調査票を対象事業所（申告義務者）に配布して、事業所自ら記入申告する方法（自計方式）により調査を行った。

６．集計項目の説明

(1) 事業所及び従業者数は、それぞれ平成20年12月31日現在の数値である。

(2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。
常用労働者には１ヶ月を超える期間を定めて雇われている臨時の者及び前２ヶ月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者を含む（出向・派遣受入者はこれに準ずる。）。

(3) 現金給与総額は、平成20年１年間に、常用労働者のうち雇用者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額（常用労働者のうち雇用者に対する退職金及び解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、出向させている者に対する負担額及び臨時雇用者に対する給与等）の合計額である。

(4) 原材料使用額等は、平成20年１年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等は、平成20年１年間における製造品出荷額（製造工程から出たくず、廃物の売り払い収入額及びその他の収入額を含む。）、加工賃収入額、その他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。
製造品出荷額は、事業所の所有に属する原材料によって製造された製品をその事業所から出荷した場合に、それらの製品の工場出荷価額によったものであり、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含んでいる。

(6) 在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものである。

(7) 内国消費税額とは、消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税である。

利用上の注意

1．調査日現在において、製造・加工又は修理を行っていない本社・本店、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は集計に含まれない。

2．日本産業分類の12回改訂（平成19年11月6日総務省告示第618号、平成20年4月1日適用）に伴い、平成20年調査から新産業分類に基づいて調査を実施している。このため、平成20年の産業分類別の前年比は、平成19年の数値を新産業分類に組替えた数値を使用して算出している。

（日本産業分類改定による工業統計調査の産業分類の変更内容は利用上の注意11にて後述）

3．産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中の産業名は次のとおり略している。

産業中分類	略称	重化学工業・軽工業の区分
9　食料品製造業	食料品	軽工業
10　飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料	軽工業
11　繊維工業	繊維	軽工業
12　木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品	軽工業
13　家具・装備品製造業	家具	軽工業
14　パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	軽工業
15　印刷・同関連業	印刷	軽工業
16　化学工業	化学	重化学工業
17　石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	重化学工業
18　プラスチック製品製造業	プラスチック	軽工業
19　ゴム製品製造業	ゴム	軽工業
20　なめし革・同製品・毛皮製造業	なめしかわ	軽工業
21　窯業・土石製品製造業	窯業・土石	軽工業
22　鉄鋼業	鉄鋼	重化学工業
23　非鉄金属製造業	非鉄金属	重化学工業
24　金属製品製造業	金属	重化学工業
25　はん用機械器具製造業	はん用機械	重化学工業
26　生産用機械器具製造業	生産用機械	重化学工業
27　業務用機械器具製造業	業務用機械	重化学工業
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品	重化学工業
29　電気機械器具製造業	電気機械	重化学工業
30　情報通信機械器具製造業	情報通信機械	重化学工業
31　輸送用機械器具製造業	輸送機械	重化学工業
32　その他の製造業	その他	軽工業

4．この報告書の従業者規模区分は、調査期日（平成 20 年 12 月 31 日）現在の従業者数によった。

5．平成20年調査では、従来にも増して新たな事業所の把握に努めたため、対象事業所数が増加した。
　また、平成19年調査から製造業の実態を的確に捉え、製造以外の活動を把握する目的で、事業所全体の調査とした。このため、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、平成18年以前の数値とは接続しない。

6．統計表および解説のなかで使用している主な用語はつぎの算式による。

(1) 生産額 ＝ 製造品出荷額 ＋加工賃収入＋（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額）＋ （半製品・仕掛品年末価額 － 半製品・仕掛品年初価額）
※従業者29人以下の事業所については、減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出した。

(2) 付加価値額 ＝ 出荷額等合計 ＋（製品及び半製品年末在庫額－製品及び半製品年初在庫額）－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額
※従業者29人以下の事業所については、減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出した。

(3) 粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 －内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

(4) 投資総額 ＝ 新規および中古資産の取得額 ＋（建設仮勘定の増加額 － 建設仮勘定の減少額）

(5) 有効生産額 ＝ 生産額 － 内国消費税額

(6) 付加価値率 $= \frac{\text{付加価値額}}{\text{有効生産額}} \times 100$

(7) 原材料率 $= \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{有効生産額}} \times 100$

(8) 現金給与率 $= \frac{\text{現金給与総額}}{\text{有効生産額}} \times 100$

7．統計表中の「－」は該当数値なし（記載すべき事実のないもの）、「0」は四捨五入のための単位未満を表わす。

8．統計表中、事業所数が１又は２の場合は、秘密保持のため、その内容事項を「X」として、その部分の数値を秘匿した。また、事業所数が３以上の場合でも１又は２の事業所の関連で秘匿したものがあり、同じく「X」とした。

9．数字の単位未満は、四捨五入しているので総数と内訳が一致しない場合がある。

10．本書は、本市独自で集計したものであり、別途経済産業省や福岡県から公表される数値とは若干異なることがある。

11. 産業分類について

日本産業分類の改定に伴い、平成20年調査から産業分類が変更された。主な改定内容は、以下のとおりである。

旧産業分類（平成１９年まで）				新産業分類（平成２０年以降）	
9	食料品製造業			9	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業			10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業品（衣服、その他の繊維製品を除く）		統合	11	繊維工業品
12	衣服・その他の繊維製品製造業			12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	木材・木製品製造業（家具を除く）			13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業			14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	一部移		15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業			16	化学工業
17	化学工業	一部移		17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業			18	プラスチック製品製造業
19	プラスチック製品製造業			19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業			20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業			21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	一部移		22	鉄鋼業
23	鉄鋼業			23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業			24	金属製品製造業
25	金属製品製造業			25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業		分割	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	一部移		27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業			28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業			29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	一部移		30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	分割		31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	一部移		32	その他の製造業